

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市医療・介護・福祉の人財育成及び確保事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	人材の育成及び確保並びに医療・介護・福祉の向上に寄与することを目的に、その資格取得及び就職支援に係る経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内の医療機関、補助の要件に該当する個人
補助対象経費	医師確保促進支援事業、島外学生確保事業、資格取得費助成事業、就業支援事業、定着支援事業、生活支援事業に規定する経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	1万円～10万円
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 島外から働く意思をもって島内施設の見学を希望するもの又は面接を受ける者に対して旅費を支援し、少額であっても離島に誘致できるよう補助する。
補助率等	1/2～定額
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 資格取得については、福祉の質の向上の必要性から80%を上限として補助する。
数値目標等	B 数値化困難
※数値目標の設定検証	医療・介護・福祉に携わる人財の質の向上と不足する人財の確保を目的としているため数値化はできない ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 島内で不足する医療・介護・福祉の人財育成及び確保を目的としており、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページで募集する
事業担当 (担当部署)	市民生活課 高齢福祉課 子ども若者課
(電話番号)	0259-63-3115、3790、3126